

公調委事第207号
令和6年8月26日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和6年3月12日付け国不収第202号をもって意見照会のあった、道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。なお、本件裁決は、処分庁が平成d年e月f日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「原裁決」という。）が令和g年h月i日付けの国土交通大臣の裁決により「土地所有者に係る部分」を取り消された後に改めて行われた権利取得裁決及び明渡裁決であり、原裁決主文3（1）のア（土地所有者）中の「（不明。ただし、別表1記載の者）」を「X」と改め、同3（1）イ中の「関係人（括弧内の記載省略）X」の記載を削っている。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 審査請求人が所有する土地（B地、C地、D地、E地、F地及びG地の6筆の土地（以下「本件所有地」という。））について、本件所有地、H地及びI地（以下「本件一団の土地」という。）の元所有者（以下単に

「元所有者」という。)が、国土調査法に基づく地籍調査(以下「国調」という。)実施前に本件一団の土地の各筆の地積測量図(以下「本件地積測量図」という。)を作成させた測量士が作成した地形図(以下「本件地形図」という。)によると、国調によって新たな境界が認定され、その結果、別紙図面1のH、473、474、A、475、G及びHの各点を順次結んだ直線で囲まれた部分(以下「境界誤認区域」という。)の面積が、本件地積測量図と比べて本件所有地のうちD地及びF地の2筆だけでもj㎡減少していることが明らかであり、境界誤認区域は、本件裁決において「使用し、明け渡すべき土地の区域」(以下「本件土地区域」という。)に含まれていない。

審査請求人は境界誤認区域について、令和k年1月m日付けで、土地収用法(以下「法」という。)第39条第2項及び第46条の2第1項の規定に基づき、裁決申請の請求及び補償金の支払請求を起業者に対し行ったが、起業者は同月n日付けで「対応出来かねます」とし、いずれの請求も拒否した。

境界誤認区域は本件所有地の一部であり、本件事業の施行に必要不可欠とする土地に含まれているのであるから、境界誤認区域の所有者である審査請求人に補償しないことは、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とする憲法第29条第3項の規定に違反するものである。

本件裁決に係る裁決申請書に写しが添付された土地調書(以下「本件土地調書」という。)は、国調の成果を基に作成されたものと認められるが、本件所有地の境界については、審査請求人が本件所有地を取得する前、元所有者により最後の分筆登記がなされたときに公的に定まっております。国調の成果は土地の権利関係には何ら影響を及ぼすものではないのであって、これを基に作成された本件土地調書には瑕疵が認められる。

処分庁は、漫然と法第38条の効力がない本件土地調書に依拠して本件裁決を行ったのであって、本件裁決に瑕疵があることは明白である。

- (2) 行政不服審査法(以下「行審法」という。)第52条第4項の規定は、処分が取り消された場合は、処分の通知を受けた処分の相手方以外の利害関係人に対し、処分が取り消された旨を通知することを定めているが、処分庁の提出資料には当該文書が含まれていない。

また、「審理」とは一定の場所に起業者及び被収用者が参集し、対審構造を以て開かれる会議をいうとされているが、処分庁は、本件裁決の審理手続の開始に係る通知をしなかったばかりか、一度も当該審理を開催

しなかった。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、国調によって新たな境界が認定されたが、境界誤認区域が本件所有地の一部であるにもかかわらず、本件土地区域に含まれておらず、所有者である審査請求人に補償をしないことは憲法第29条第3項の規定に違反すること、国調によっては本件所有地の境界は影響しないから国調に基づいて作成された本件土地調書には瑕疵があり、法第38条の効力もなく、これに依拠した本件裁決に瑕疵があることを主張する（前記1(1)）。

資料によれば、本件土地調書に添付された別紙図面2の実測図（以下「本件実測図」という。）は、平成o年p月q日に法第35条第1項の規定による測量を実施して作成され、審査請求人は本件土地調書に署名押印を拒否したことから、法第36条第4項の規定に基づきJ職員が立会い及び署名押印を行っており、本件土地調書は適法に作成されたことが認められる。

また、資料によると、起業者は、本件実測図の作成に当たり、本件一団の土地に係る法務局備付けの閉鎖された地図に準ずる図面及び本件地積測量図を参酌し、本件実測図にrなどの国調の際の測点が表示されているとおり、国調の成果も踏まえて測量したことが認められる。そして、資料によると、本件所有地とその北側のK地又はL地との境界は、昭和s年から昭和t年にかけて行われた分筆の際に創設されたものではなく、それ以前から存在していたことが認められ、本件地形図を作成した測量士が当該境界の創設に関与しているものとは認められない。そこで、昭和u年に実施された国調前の法務局備付けの閉鎖された地図に準ずる図面と国調の成果である地籍図とを比較しても、国調において、上記境界とは異なる境界を新たに認定した事実は認められず、上記境界が誤認されたとは認められない。一方、本件地形図自体には、境界誤認区域がD地及びF地の一部であることを示す記載はなく、本件地形図上のI、H、G及び475の各点を順次直線で結んだ線が何を示しているのか自体明らかではない。仮に、その線が本件所有地の境界であるとしても、その境界について、隣接土地所有者の同意を得たものであるかも明らかではない。

そのため、本件実測図が不正確であるということはできず、起業者及び審査請求人から提出された意見書、平成v年w月x日に開催された審理期日における起業者及び審査請求人の陳述並びに現地調査等の再検証に基づき、起業者が本件実測図を添付して申し立てた本件土地区域を本

件事業に必要なものと認めた処分庁の判断過程に瑕疵はなく、本件裁決に違法又は不当な点があるとはいえない。

また、上記のとおり本件実測図が不正確であるということとはできないから、本件土地調書の作成に違法があるということもできない。

さらに、本件土地区域外にある境界誤認区域について、審査請求人が所有しているにもかかわらず補償がなく違法であるとの主張は、境界誤認区域が審査請求人の所有するD地及びF地に属するということができず、その主張の前提を欠くから、失当である。

- (2) 審査請求人は、処分庁の提出資料に行審法第52条第4項の規定に基づく通知文書が含まれておらず、本件裁決の審理手続の開始に係る通知をせず、審理期日を開催しなかった手続の不備があることを主張する（前記1(2)）。

行審法第52条第4項は、裁決の相手方以外の利害関係者に対して裁決が取り消された旨を通知する趣旨の規定であるところ、審査請求人に対しては裁決が送付されることにより手続保障が図られているため（同法第51条第1項）、審査請求人は上記通知の対象者からは除外されている。したがって、同法第52条第4項は審査請求人以外の利害関係者に対する手続保障を念頭に置いた規定であると解される。こうした趣旨である同項の違反を審査請求人が主張することは、自己の権利利益の保護を求めるものではないことから、許容されるところではない。以上のことから、本件裁決が違法又は不当であるということとはできない。

また、行審法第52条第2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定するが、「改めて申請に対する処分」を行うに当たり、改めて審理手続が必要であるとはされておらず、法第46条第1項も、その審理手続の必要性まで規定したものではない。処分庁は、法に定める事項以外について審理の手続やその進行に関し裁量権を有しているから、本件裁決の手続過程において、審理期日を開催するか否かは処分庁が必要に応じて判断することで足りる。処分庁は、審理期日を改めて開催しなかったものの、起業者及び審査請求人から提出された意見書、平成v年w月x日に開催された審理期日における起業者及び審査請求人の陳述並びに現地調査等の再検証に基づき、本件裁決を行ったのであり、審理期日を改めて開催しなかったことが、審理指揮権の裁量の逸脱・濫用に当たるとか法第64条

第1項に違反する手続上の瑕疵があるとは認められないから、本件裁決が違法又は不当であるとはいえない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。

(別紙図面1及び別紙図面2は省略)